



手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第二章 第九部手術通則第4号に掲げる手術

区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術		
ア	靱帯断裂形成手術等	11
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術等	0
カ	肝切除術等	1
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母趾化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術		208
-------------	--	-----

区分5に分類される手術		
ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	72
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー置換術	0
エ	肝動脈・大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び、体外循環を有する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈ステント留置術	0

